

北海道公立大学法人札幌医科大学公告第65号
次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

令和8年3月12日

北海道公立大学法人札幌医科大学理事長 山下 敏彦

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 札幌医科大学前庭管理業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 「業務処理要領」による。
- (3) 契約期間 契約締結日の翌日から令和8年11月30日まで。
ただし、予算の範囲内で当該契約期間を変更することがあり得る。
- (4) 履行場所 「業務処理要領」による。

2 入札に参加する者に必要な資格

令和8年北海道公立大学法人札幌医科大学公告第64号に規定する札幌医科大学前庭管理業務の資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区南1条西17丁目

北海道公立大学法人札幌医科大学事務局管財課管財係(大学管理棟1階)

- (1) 入札場所 札幌市中央区南1条西17丁目
北海道公立大学法人札幌医科大学 大学管理棟5階共通会議室2
(送付による場合は、郵便番号060-8556 札幌市中央区南1条西17丁目
北海道公立大学法人札幌医科大学事務局管財課)
- (2) 入札日時 令和8年3月30日(月) 午前10時00分
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

6 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

7 「業務処理要領」等の配付方法

電子メールにより配付する。

配付を希望する者は委託業務名、会社名、担当者氏名を明記のうえ、kanzai@ml.sapmed.ac.jpに連絡すること。

8 送付による入札

認めない。

9 落札者の決定方法

北海道公立大学法人札幌医科大学契約事務取扱規則第10条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

- (1) 暴力団関係事業者等であることにより、北海道が競争入札参加等除外措置を講じることと決定した者である場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- (2) 暴力団関係事業者等である場合は、契約の締結を行わない。

11 契約書作成の要否

要

12 その他

- (1) 低入札価格調査の基準価格
設定していない。
- (2) 最低制限価格
設定していない。
- (3) 入札の執行回数は原則2回までとする。
- (4) 開札の時(落札者の決定前まで)において、2に規定する資格を有しない者のした入札、北海道公立大学法人札幌医科

大学契約事務取扱規則第15条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (5) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い
- ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(6) 業務概要説明

入札参加資格審査後、有参加資格者に対し、随時行う。

(7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称	北海道公立大学法人札幌医科大学事務局管財課管財係
イ 所在地	郵便番号060-8556 札幌市中央区南1条西17丁目 電話番号011-688-9504(直通)

(8) 前金払いはしない。

(9) 概算払いはしない。

(10) 部分払いはしない。

(11) 初度の入札において、入札者が1者の場合であっても、入札を執行する。

(12) この入札及び契約は、取りやめること又は延期することがある。

(13) この公告の内容は予定であり、変更することがある。

(14) この入札の執行は、公開する。

(15) 1(2)の「調達をする役務の仕様等」に関する質疑事項は書面により受け付けるものとする。

(16) 債権譲渡の取扱い

この契約の相手方となった者(以下「契約者」という。)が契約の締結後に中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約者が債権譲渡承諾依頼書を札幌医科大学に提出し、札幌医科大学が適当と認めるときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、札幌医科大学が指定する様式により依頼すること。

(17) この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。

なお、競争入札心得は、契約条項を示す場所において配付する。

【参考】

〔北海道公立大学法人札幌医科大学契約事務取扱規則〕(抜粋)

(無効入札)

第15条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
- (2) 入札書の記載金額を加除訂正した入札
- (3) 入札書に記名押印がない入札
- (4) 所定の入札保証金の納付又はそれに代える担保の提供をしない者のした入札
- (5) 一の入札者又はその代理人が同一事項について2以上の入札をしたときの入札
- (6) 代理人が2人以上の者の代理をしてした入札
- (7) 入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札
- (8) 郵便等による入札で所定の日時までに到着しなかったもの
- (9) 入札に関し不正の行為があった者のした入札
- (10) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札